

平成23年6月

滋賀県議会定例会議案

(その2)

目 次

議第107号 滋賀県税条例等の一部を改正する条例案.....	頁 1
--------------------------------	--------

議第107号

滋賀県税条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年6月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例等の一部を改正する条例

(滋賀県税条例の一部改正)

第1条 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改正する。

目次中「第39条の19」を「第39条の17」に改める。

第21条の2第1項および第2項中「5,000円」を「2,000円」に改める。

第34条第1項、第38条の11第1項および第38条の14第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第39条の2中第9項および第10項を削り、第11項を第9項とし、第12項を第10項とし、第13項を第11項とし、第14項を削り、第15項を第12項とし、第16項を削り、第17項を第13項とする。

第39条の8第1項および第39条の11第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第39条の16の3の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条第1項から第15項までを削り、同条第16項中「再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法」を「都市再開発法第50条の2第3項に規定する再開発会社(以下この条において「再開発会社」という。)が同法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業(以下この条において「第二種市街地再開発事業」という。)の施行に伴い同法」に、「この項から第20項まで」を「この条」に改め、同項を同条第1項とし、同条第17項第4号中「、地方公共団体その他施行令第39条の4の2に規定する者」を「もしくは地方公共団体」に改め、同項を同条第2項とし、同条第18項中「次条第16項」を「次条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第19項中「第16項」を「第1項」に改め、同項第4号中「、地方公共団体その他施行令第39条の4の2に規定する者」を「もしくは地方公共団体」に改め、同項を同条第4項とし、同条第20項中「第18項」を「第3項」に改め、同項第4号中「、地方公共団体その他施行令第39条の4の2に規定する者」を「もしくは地方公共団体」に改め、同項を同条第5項とし、同条第21項から第30項までを削る。

第39条の16の4を削る。

第39条の16の5第1項中「および次条」および「。第3項において同じ」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から5年以内の期間（当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める1年を経過する日までの期間）を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。

第39条の16の5第5項中「第3項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項の次に次の3項を加え、同条を第39条の16の4とする。

5 第39条の14の規定は、第3項の規定による徴収猶予について準用する。

6 不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなつたときは、当該農地保有合理化法人等の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

7 第39条第8項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

第39条の16の6の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「または農地保有合理化法人等（以下この条において「土地改良区等」という。）」を削り、「前2項」を「前項」に改め、同項第1号中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、「または第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、「または第2項」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第4項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「または第2項」を削り、「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項中「第7項」を「第6項」に、「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同項を同条第8項とし、同条を第39条の16の5とする。

第39条の17および第39条の18を削り、第39条の19を第39条の17とする。

第40条の9の次に次の1条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第40条の9の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第40条の7第1項から第3項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第41条の11第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第50条の次に次の1条を加える。

（自動車取得税に係る不申告に関する過料）

第50条の2 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなくて第48条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に

対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第66条第1項、第68条第1項、第80条第1項、第82条第1項、第109条第1項および第111条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

付則第5条の2および第5条の3を次のように改める。

第5条の2および第5条の3 削除

付則第5条の4第1項第3号および第5条の4の2第1項第2号中「第41条の18」の右に「、第41条の18の2第2項、第41条の18の3」を加える。

付則第5条の5中「5,000円」を「2,000円」に改める。

付則第6条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「すべて」を「全て」に、「2,000頭」を「1,500頭」に改め、同条第2項中「2,000頭」を「1,500頭」に、「すべて」を「全て」に改める。

付則中第7条の2の4を第7条の2の5とし、第7条の2の3を第7条の2の4とし、第7条の2の2を第7条の2の3とし、第7条の2の次に次の1条を加える。

(特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例)

第7条の2の2 当分の間、租税特別措置法第4条の5第5項の規定の適用を受ける同条第1項に規定する利子等については、同条第5項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払ったものとみなして、利子割に関する規定を適用する。

付則第8条第1項中「平成23年6月30日」を「平成25年3月31日」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「平成13年4月1日から平成23年6月30日まで」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号。以下「平成23年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成25年3月31日まで」に、「3分の2」を「5分の3」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項および第5項を削り、同条第6項中「平成23年6月30日まで」を「平成23年改正法の施行の日の翌日から平成25年3月31日までの間」に、「3分の2」を「5分の3」に改め、同項を同条第3項とし、同条第7項中「平成23年6月30日まで」を「平成23年改正法の施行の日の翌日から平成25年3月31日までの間」に、「3分の2」を「5分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条第8項を同条第5項とし、同条第9項中「取得が」の右に「都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第24号）の施行の日から」を加え、「平成23年6月30日」を「平成25年3月31日」に、「まで」を「までの間」に改め、「5分の1」の右に「（当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合にあつては、当該不動産の価格の2分の1）」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第10項を第7項とし、第11項から第16項までを削り、第17項を第8項とし、同条第18項中「第3項、第6項、第7項、第9項、第13項または第14項」を「第2項から第4項までまたは第6項」に改め、

同項を同条第9項とし、同条中第19項を第10項とし、第20項を第11項とし、同条第21項中「昭和24年法律第214号」を「昭和25年法律第214号」に、「平成23年6月30日」を「平成25年3月31日」に改め、同項を同条第12項とし、同条に次の3項を加える。

13 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で政令で定めるものもしくは漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けもしくは食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）第10条第1項の規定に基づく資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除する。

14 土地改良法第53条の3の2第2項（同法第89条の2第3項、第96条または第96条の4において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第53条の3第2項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第53条の3の2第1項（同法第89条の2第3項、第96条または第96条の4において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により換地計画において定められた換地であつて、同法第53条の3の2第1項第1号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額を価格から控除する。

15 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築を平成25年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるものにつき1,200万円）」とあるのは「当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものにつき1,200万円」とする。

付則第8条の2第2項中「、第4項もしくは第7項」を「もしくは第4項」に改める。

付則第9条第1項中「助成金」の右に「その他これに類するものとして総務省令で定めるもの」を加え、「平成元年4月1日から平成23年6月30日まで」を「平成23年改正法の施行の日の翌日から平成25年3月31日まで」に改め、同条第4項から第6項までを削り、同条第7項中「次の表の左欄に掲げる計画」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画」に、「同表の中欄に掲げる認定が我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第29号）の施行の日から平成23年6月30日まで」を「同法第39条の2第1項の規定による認定（同法第39条の3第1項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。）が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成24年3月31日まで」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「従つて事業の譲渡もしくは」を「従つて事業の譲渡または」に、「同表の右欄に掲げる者または同表の左欄に掲げる計画（同表第2号および第5号の左欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の右欄に掲げる者から事業の譲渡もしくは資産の譲渡を受けた者」を「同法第39条の3第1項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者」に、「それぞれ同表の中欄に掲げる」を「当該計画に係る同法第39条の2第1項の規定による」に改め、同項の表を削り、同項を同条第4項とし、同条第8項第3号中「表の中欄に掲げる」を削り、同項を同条第5項とし、同条第9項中「、第7項」を「、第4項」に、「付則第9条第7項」を「付則第9条第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条に次の1項を加える。

7 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成25年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の4第1項に定める住宅に限る。以下この項および次項において「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第39条の2の4第2項に定めるものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

付則第9条の2第3項中「第39条の2第11項に」を「第39条の2第9項に」に、「同条第13項」を「同条第11項」に、「同条第15項」を「同条第12項」に、「、付則第8条第1項もしくは第11項に」を「または付則第8条第1項に」に改め、「、前条第4項第1号に規定する入会

林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合または同項第2号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合」を削り、「第39条の2第11項、第13項もしくは第15項」を「第39条の2第9項、第11項もしくは第12項」に、「付則第8条第1項もしくは第11項または前条第4項」を「または付則第8条第1項」に改める。

付則第9条の3中「第39条の2第11項、第13項もしくは第15項」を「第39条の2第9項、第11項もしくは第12項」に、「付則第8条第1項もしくは第11項または付則第9条第4項」を「または付則第8条第1項」に、「付則第8条第1項もしくは第11項、付則第9条第4項」を「付則第8条第1項」に改める。

付則第10条第7項を削る。

付則第10条の2の6第1項の表放送法第2条第3号の2に規定する放送事業者の項中「第2条第3号の2」を「(昭和25年法律第132号)第2条第3号の2」に改め、同表索道事業を営む者の項中「鉄道事業法」の右に「(昭和61年法律第92号)」を加える。

付則第11条の2第3項第1号中「付則第11条の5第1項」を「付則第11条の2第1項」に改める。

付則第20条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

(滋賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 滋賀県税条例の一部を改正する条例(平成20年滋賀県条例第38号)の一部を次のように改正する。

付則第3項、第4項、第9項、第16項および第20項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 滋賀県税条例の一部を改正する条例(平成22年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

付則第1項第4号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

付則第4項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中滋賀県税条例第34条第1項、第38条の11第1項、第38条の14第1項、第39条の8第1項および第39条の11第1項の改正規定、同条例第40条の9の次に1条を加える改正規定、同条例第41条の11第1項の改正規定、同条例第50条の次に1条を加える改正規定ならびに同条例第66条第1項、第68条第1項、第80条第1項、第82条第1項、第109条第1項および第111条第1項の改正規定 公布の日から起算して2月を経過した日

(2) 第1条中滋賀県税条例第21条の2の改正規定ならびに同条例付則第5条の4第1項第3号、

第5条の4の2第1項第2号および第5条の5の改正規定ならびに次項の規定 平成24年1月1日

(3) 第1条中滋賀県税条例付則第6条の改正規定および付則第3項の規定 平成25年1月1日

(4) 第1条中滋賀県税条例付則第8条第9項の改正規定（「平成23年6月30日」を「平成25年3月31日」に改める部分および同項を同条第6項とする部分を除く。）および付則第6項の規定 都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第24号）の施行の日

(5) 第1条中滋賀県税条例付則第8条に3項を加える改正規定（同条第15項に係る部分に限る。）および同条例付則第9条に1項を加える改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）第21条の2第1項および第2項ならびに付則第5条の5の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する新条例第21条の2第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

3 新条例付則第6条第1項および第2項の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、第1条の規定による改正前の滋賀県税条例（以下「旧条例」という。）付則第6条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 旧条例第39条の2第14項の規定は、同項に規定する貸付け（当該貸付けの申込みの受理が施行日前であるものに限る。）に係る不動産の取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

6 付則第1項第4号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例付則第8条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7 施行日以前に旧条例付則第9条第7項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の左欄に掲げる計画に従って事業の譲渡もしくは資産の譲渡を受けた同表の右欄に掲げる者または当該計画（同表第2号の左欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の右欄に掲げる者から事業の譲渡もしくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を施行日の翌日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。